



運輸省所管の海岸における離岸堤（潜堤）の法先工法について（通知）

技術基準の種類: 積算
通知日: 平成11年9月20日

事務連絡
平成11年9月20日

米子土木事務所 工務第二課 課長補佐
倉吉土木事務所 工務第二課 課長補佐
鳥取港湾事務所 主幹

} 様

港湾課 課長補佐

運輸省所管の海岸における離岸堤（潜堤）の法先工法について（通知）

このことについて、コスト縮減対策として下記の工法も経済比較検討の対象としてください。
但し、工法の決定に際しては、十分に現場状況を把握し本課とも協議した上で、行ってください。

記

1. 工 法: 床掘を行わず、マットを敷き洗掘防止を行う工法。
(別紙図面参照)
2. 使用する洗掘防止マット: 基本的には、現場状況により規格を決定とするが、一般的には、施工実績のある下記の規格の洗掘防止マットとする。

[規格]
素 材 塩化ビニール
厚 さ 5mm